

周南市軽自動車税課税免除申請書

(宛先)周南市長

納税義務者

住所又は所在地

氏名又は名称

(法人の場合は代表者の氏名)

連絡先電話番号

古物商許可番号

次の車両については、周南市市税条例第81条の3に定める「商品であつて使用しない軽自動車等」に該当するので、周南市軽自動車税課税免除に関する商品車の取扱要綱第4条の規定により、年度軽自動車税課税免除を申請します。

また、審査に当たっては、申請者の納税状況、車両の現地調査、販売伝票の確認、古物台帳の閲覧等、当該車両の買取・販売等に係る一切の書類及び電子データを、徴税吏員が調査・確認することに同意します。

車両番号 ^{注1}	取得年月日 ^{注2}	走行距離			走行距離に差がある場合は該当する理由に○をしてください ^{注3}
		取得時	4月1日現在	差	
	年 月 日	km	km	km	・試乗 ・運搬 ・その他()
	年 月 日	km	km	km	・試乗 ・運搬 ・その他()
	年 月 日	km	km	km	・試乗 ・運搬 ・その他()
	年 月 日	km	km	km	・試乗 ・運搬 ・その他()

1申請台数 (台)

2添付資料 ※添付資料を確認のうえ□に✓をしてください。

古物商許可証の写し 古物台帳等の写し^{注5}(枚) 自動車検査証等の写し^{注4}(枚)

4月1日の保管状況(遠景)の写真^{注6} 4月1日の車両番号の写真^{注6} 4月1日の走行距離メーターの写真^{注6}

注意事項

注1 5台以上の申請は、5台目以降を継続紙に記載してください。

注2 取得年月日は、商品として取得した日(古物台帳の取得日等)に記載してください。

注3 試乗・運搬以外の目的で使用したことのない軽自動車等が対象となります。

注4 継続検査のない2輪の軽自動車は、軽自動車届出済証の写しを添付してください。

電子化された自動車検査証の場合、所有者情報等が券面に表示されないため、自動車検査証交付時に発行される「自動車検査証記録事項」の写し(閲覧アプリ等から出力し、印刷したものも可。)

注5 古物台帳等の写しに、課税免除申請する軽自動車等の車両番号(車両番号の記載がないものは、記載してください。)には、マーカー等であるしをつけてください。また、販売業者が商品として取得した時における走行距離を記載していない場合は、取得した時における走行距離が確認できる書類を添付してください。

注6 4月1日現在の商品車の状況写真(展示状況及び車両番号が確認できるもの)を自動車検査証等の写しの裏面に貼付してください。

記載例

周南市軽自動車税課税免除申請書

納税義務者

免除申請する軽自動車等の自動車検査証等に記載された、4月1日における所有者及び使用者の氏名又は名称と同一である納税義務者が対象です。

住所又は所在地
氏名又は名称
(法人の場合は代表者の氏名)
連絡先電話番号
古物商許可番号

周南市大字徳山 1234-5
株式会社 周南
周南 太郎
0834-22-1234
012345678901

次の車両については、周南市市税条例第81条の3に定める「商品であつて使用しない軽自動車等」に該当するので、周南市軽自動車税課税免除に関する商品車の取扱要綱第4条の規定により、令和7年度軽自動車税課税免除を申請します。

対象軽自動車等の記入については、古物台帳と同じ順番でお書きください。

者の納税状況、車両の現地調査、販売伝票及び電子データを、徴税吏員が調査・確認

試乗とは購入するかどうかを判断するため、乗り心地や走り具合を確認する目的で、短時間使用することをいいます。

車種	取得年月日 ^{注2}	走行距離			用途
		取得時	4月1日現在	4月1日現在と取得時との差	
山口581あ1234	R7 年 2 月 13 日	20000 km	20015 km	15 km	・試乗 ・運搬 ・その他()
山口585う2345	R6 年 12 月 9 日	15000 km	15095 km	95 km	・試乗 ・運搬 ・その他()
	年 月 日	km	km	km	
	年 月 日	km	km	km	

に○をしてください^{注3}

運搬とは、当該軽自動車等の展示場所の移動などをいいます。

1申請台数 (2 台)

2添付資料 ※添付資料を確認のうえ口に✓をしてください。

- 古物商許可証の写し 古物台帳等の写し^{注5} (2 枚) 自動車検査証等の写し^{注4} (2 枚)
4月1日の保管状況(遠景)の写真^{注6} 4月1日の車両番号の写真^{注6} 4月1日の走行距離メーターの写真^{注6}

注意事項

注1 5台以上の申請は、5台目以降を継続紙に記載してください。

注2 取得年月日は、商品として取得した日(古物台帳の取得日等)に記載してください。

注3 試乗・運搬以外の目的で使用したことのない軽自動車等が対象となります。

注4 継続検査のない2輪の軽自動車は、軽自動車届出済証の写しを添付してください。

電子化された自動車検査証の場合、所有者情報等が券面に表示されないため、自動車検査証交付時に発行される「自動車検査証記録事項」の写し(閲覧アプリ等から出力し、印刷したものも可。)

注5 古物台帳等の写しに、課税免除申請する軽自動車等の車両番号(車両番号の記載がないものは、記載してください。)には、マーカー等でしるしをつけてください。また、販売業者が商品として取得した時における走行距離を記載していない場合は、取得した時における走行距離が確認できる書類を添付してください。

注6 4月1日現在の商品車の状況写真(展示状況及び車両番号が確認できるもの)を自動車検査証等の写しの裏面に貼付してください。

添付資料を確認し、「✓」をしてください。